

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年3月2日（令和2年（行個）諮問第33号）

答申日：令和4年1月6日（令和3年度（行個）答申第111号）

事件名：本人に対する療養補償給付の支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私が令和1年特定日付で特定労働基準監督署から支給決定を受けた労災請求にかかる決定理由が分かる調査結果復命書文書一式。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年10月21日付け東労発総個開第1-538号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

ア 本件対象保有個人情報のうち「特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書」（以下「調査復命書」という。）に記載された事業主側の主張及び聴取書の該当部分の開示を求める。

イ 原処分における不開示部分について

(ア) 法14条1号に該当するとされた部分について  
争わない。

(イ) 法14条2号に該当するとされた部分について

認定労働時間に係る事業主側の証言に基づき、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）が休業補償における平均日額の算定を行ったが、私の主張と乖離しており、当該部分は法14条2号ただし書口に該当し、私の財産の保護のため必

要な情報であり、開示を求める。

(ウ) 法 14 条 3 号イ及びロに該当するとされた部分について

当該部分については、法 14 条 3 号本文ただし書により、私の生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除いて、また、当方既知の部分も含めて、開示を求める。当方の既知情報の参考として資料 1 を添付する。

(エ) 法 14 条 7 号柱書きに該当するとされた部分について

既に未払賃金請求の労働審判にて、「告訴及び告発並びに第三者への口外の禁止」が含まれた調停が成立している(資料 2)。そのため、開示された情報を労災請求以外に使用することはできない。したがって、上記のとおり、認定労働時間に関する箇所の開示を求める。

(添付) 資料 1 特定の 2 事業所の登記簿情報(略)、資料 2 令和元年特定日付け「第 1 回労働審判手続期日調書(調停成立)」(略)

(2) 意見書 1

(略) 理由説明書において開示することとされた情報を早急に確認させていただきたい。

(3) 意見書 2

特定会計事務所(税理士)及び特定社労士事務所(社労士)は既知である。(略) 彼らを守るために補充理由説明書(下記第 3 の 3 (2) エ)を提出したということか。(略)

今後の行政訴訟、事業主側との民事訴訟を行う上でも、労働時間に関する情報は、私の貴重な個人情報であるため、開示していただきたい。

(以下略)

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである(補充理由説明書により下記 3 (2) エを追加)。

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和元年 8 月 26 日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年 12 月 2 日付けで本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分のうち審査請求人が開示を求める部分について、その一部を新たに開示することとし、その余の部分については不開示とすることが妥当であるとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報のうち、審査請求人が開示を求める部分が記録された文書は、具体的には、別表の1欄に掲げる各文書である。

(2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書10①, 11①, 13①, 14①, 15①, 16①及び19

①は、審査請求人以外の個人の氏名、拇印等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1①, 10②, 11②, 13②, 14②, 15②, 16②及び

19②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取をした内容等である。当該部分は、これを開示すると、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号ロ該当性

文書1②は、特定事業場が一般に公にしていない情報である。当該部分は、行政機関の要請を受けて、調査官等が本件労災請求に係る処分を行うために限定して利用し、それ以外の目的では開示しないと条件で特定事業場から任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものである。このため、当該部分は、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 文書1①, 10②, 11②, 13②, 14②, 15②, 16②及び

19②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である。(略) 当該部分は、これを開示すると、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり、監督署における労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とするこ

とが妥当である。

(イ) 文書 1 ②は、特定事業場が一般に公にしていな内部情報である。

(略) 当該部分は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、特定事業場に理解と協力を求めた上で得られた情報であるから、これを開示した場合、当該事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせるなどにより、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、監督署における労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法 1 4 条 7 号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### エ 法 1 4 条 3 号イ該当性

文書 1 1 ①, 1 3 ①, 1 4 ①, 1 9 ①には、専門職として特定事業場を代理する個人の職氏名、その事業所名等が含まれており、これを開示すると、当該専門職又はその事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法 1 4 条 3 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分における不開示部分のうち審査請求人が開示を求める部分については、その一部を新たに開示することとし、その余の部分(別表の 2 欄に掲げる部分)は不開示とすることが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 2 年 3 月 2 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月 1 1 日 審議
- ④ 同月 2 7 日 審査請求人から意見書 1 を收受
- ⑤ 令和 3 年 9 月 9 日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年 1 1 月 1 1 日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同月 2 4 日 審査請求人から意見書 2 を收受
- ⑧ 同年 1 2 月 2 3 日 審議

#### 第 5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法 1 4 条 1 号, 2 号, 3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分のうち調査復命書に記載された特定事業場の事業主側の主張及び聴取書のこれに該当する部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、審査請求人が開示を求める情報の一部を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

#### ア 通番1(1)、通番6、通番8、通番10、通番12及び通番14

当該部分は、聴取書（面談聴取書及び電話聴取書を含む。以下同じ。）に記載された被聴取者からの聴取内容並びに聴取書から調査復命書及びそれに添付された労働時間推計に当たっての聴取書等の整理表（以下「整理表」という。）に引用された記載の一部及び空欄部分である。

当該部分（空欄部分を除く。）は、各文書に記載された被聴取者の職氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であると認められることから、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。その余の部分は、空欄部分にすぎない。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番1(2)

当該部分は、整理表の記載の一部であり、審査請求人以外の被聴取者である特定の個人の職氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であると認められることから、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番1(3)

当該部分は、整理表の記載の一部であり、特定監督署担当官が聴取

結果をまとめる基とした各文書の名称である。当該部分は、個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

#### エ 通番2

当該部分は、調査復命書及び整理表の記載の一部であり、特定事業場が特定監督署に提出した報告書の名称及び報告書から引用された部分である。

当該部分は、特定事業場における審査請求人の業務内容のほか、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。また、当該部分は、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号口に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

#### オ 通番3，通番11及び通番13

当該部分は、聴取書に記載された審査請求人以外の被聴取者である個人の職氏名及び特定事業場の名称である。

当該部分のうち個人の職氏名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、その余の部分は、各聴取書に記載された被聴取者の氏名と併せて見ると、同号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。しかし、当該部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容であると認められることから、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### カ 通番7及び通番9

当該部分は、聴取書の記載の一部であり、そのうち通番7は審査請求人以外の被聴取者である個人の職氏名及び住所並びに特定事業場の名称であり、その余の部分は特定事業場の名称である。

当該部分のうち通番7は、一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別

することができるものに該当し、その余の部分は、当該文書に記載された被聴取者の職氏名と併せて見ると、同号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。しかし、当該部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容であると認められることから、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

また、当該部分は、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性

通番11及び通番13は、聴取書に記載された被聴取者である個人の職氏名及び電話番号である。

当該部分は、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人を識別することができることとなる部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び3号イ該当性

(ア) 通番5及び通番15

当該部分は、聴取書に記載された被聴取者についての記載の一部であり、本件事案の対応について業として特定事業場を補佐している個人の職氏名、事業所名及び電話番号である。

当該部分については、原処分において開示されている部分及び諮問庁が新たに開示するとしている部分から明らかな情報であるとは認められず、また、本件事案の対応に関する特定事業場側の体制についての情報であることから、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番7及び通番9

当該部分は、聴取書に記載された審査請求人以外の被聴取者であ

る個人の職氏名，住所，生年月日及び年齢（通番7は生年月日及び年齢に限る。）並びに当該個人が聴取を受けた場所である。

当該部分は，それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また，当該部分のうち個人の職氏名，住所，生年月日及び年齢は，個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地はなく，その余の部分は，これを開示すると，個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないことから，同項による部分開示をすることができない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，同条3号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法14条2号及び7号該当性

通番1，通番4，通番6，通番8，通番10，通番12，通番14及び通番16は，聴取書に記載された審査請求人以外の被聴取者からの聴取内容並びに聴取書から調査復命書に引用された記載の一部である。当該部分は，審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため，当該部分は，これを開示すると，労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ，被聴取者が自身の認識している事実関係等について率直な申述を行うことをちゅうちょし，労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど，正確な事実関係の把握が困難となり，労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条7号柱書きに該当し，同条2号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は，審査請求書（上記第2の2（1）イ（イ）及び（ウ））において，法14条2号並びに3号イ及びロに該当するとされた不開示部分について，審査請求人の生活又は財産を保護するため，開示することが必要であり，同条2号ただし書ロ及び3号ただし書に該当すると主張しているが，当該不開示部分を審査請求人に開示することについて，当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る利益があるとは認められないことから，審査請求人の当該主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について



以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法14条1号、2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性について

1 文書 番号及び 文書名		2 諮問庁がなお不開示とすべ きとしている部分		3 2 欄のうち開示すべき部分	
		該当箇所	法14 条各号 該当性		通番
文書 1	特定 疾病 の業 務起 因性 判断 のため の調査 復命 書	① 5 頁, 7 頁, 8 頁及び 2 8 頁な いし 3 0 頁不開示 部分 (3 0 頁「休 憩」欄左から 2 枠 目 1 行目ないし 4 行目を除く。)	2 号, 7 号柱 書き	1	(1) 7 頁「調査結果」欄 4 5 行目 1 3 文字目ないし 4 6 行目, 4 7 行 目 1 1 文字目ないし 8 頁「調査結 果」欄 5 行目, 1 9 行目ないし 2 7 行目, 2 8 頁「所定労働時間」欄左 から 2 枠目 1 行目ないし 3 行目 9 文 字目, 8 行目, 9 行目, 3 枠目 1 行 目ないし 4 行目, 4 枠目 1 行目ない し 4 行目 9 文字目, 5 枠目, 「労働 時間把握方法」欄左から 2 枠目 3 行 目 8 文字目ないし 7 行目, 3 枠目, 4 枠目 1 行目ないし 5 行目, 5 枠 目, 「位置情報」欄全て, 「始業」 欄左から 2 枠目, 3 枠目 1 行目ない し 2 行目 3 文字目, 4 枠目 1 行目, 2 行目, 5 枠目, 2 9 頁「終業」欄 左から 2 枠目 1 行目ないし 3 行目 9 文字目, 3 枠目 4 行目 4 文字目ない し 5 行目 8 文字目, 1 9 文字目ない し 1 6 行目, 4 枠目 1 0 行目 2 0 文 字目ないし 1 8 行目, 2 3 行目ない し 2 4 行目 1 2 文字目, 5 枠目 1 行 目ないし 3 行目 6 文字目, 7 行目な いし 9 行目 1 1 文字目, 2 5 行目最 終文字ないし最終行, 「勤務時間の 調整」欄左から 2 枠目 1 行目ないし 4 行目, 3 枠目ないし 5 枠目, 3 0 頁「休憩」欄左から 2 枠目 5 行目な いし 7 行目, 3 枠目 1 行目ないし 3 行目 1 9 文字目, 4 枠目 1 行目ない し 2 行目 9 文字目, 5 枠目, 「休 日」欄左から 4 枠目 8 行目 5 文字目 ないし 1 0 行目 (2) 2 8 頁ないし 3 0 頁の各頁表 頭「請求人の申述」欄右側 1 つ目の 欄 (3) 2 8 頁「所定労働時間」欄左 から 2 枠目最終行, 3 枠目最終行,

					4 枠目最終行, 「労働時間把握方法」欄左から2 枠目最終行, 4 枠目最終行, 「始業」欄左から3 枠目最終行, 4 枠目最終行, 2 9 頁「終業」欄左から2 枠目最終行, 3 枠目最終行, 4 枠目最終行, 「勤務時間の調整」欄左から2 枠目最終行, 3 0 頁「休憩」欄左から2 枠目最終行, 3 枠目最終行, 4 枠目最終行, 「休日」欄左から4 枠目最終行
		② 1 3 頁「当該労働者の日常業務」欄不開示部分, 3 0 頁「休憩」欄左から2 枠目1 行目ないし4 行目	3 号口, 7 号柱書き	2	全て
文書 1 0	電話 聴取 書①	① 1 頁3 行目不開示部分	2 号	3	全て
		② 1 頁及び2 頁不開示部分(①及び発言者表示部分を除く。)	2 号, 7 号柱 書き	4	—
文書 1 1	電話 聴取 書②	① 1 頁3 行目及び4 行目不開示部分	2 号, 3 号イ	5	—
		② 1 頁及び2 頁不開示部分(①及び発言者表示部分を除く。)	2 号, 7 号柱 書き	6	1 頁1 2 行目4 文字目ないし2 4 文字目
文書 1 3	聴取 書①	① 1 頁2 行目ないし5 行目及び7 行目の不開示部分, 1 8 頁署名及び拇印	2 号, 3 号イ	7	1 頁2 行目ないし4 行目
		② 1 頁ないし1 8 頁不開示部分(①を除く。)	2 号, 7 号柱 書き	8	5 頁2 2 行目ないし6 頁1 行目9 文字目, 2 1 行目ないし最終行, 1 1 頁1 7 行目1 6 文字目ないし2 0 行目
文書 1 4	聴取 書②	① 1 頁2 行目ないし5 行目及び7 行目の不開示部分, 4 頁署名及び拇印	2 号, 3 号イ	9	1 頁3 行目3 文字目ないし1 9 文字目

		② 1頁ないし4頁不開示部分(①を除く。)	2号, 7号柱書き	10	2頁6行目ないし9行目26文字目, 13行目11文字目ないし14行目7文字目, 18文字目ないし22行目, 3頁5行目ないし7行目4文字目
文書 15	電話 聴取 書③	① 1頁2行目及び3行目不開示部分	2号	11	3行目3文字目ないし20文字目
		② 1頁ないし8頁不開示部分(①及び項番数字部分を除く。)	2号, 7号柱書き	12	2頁9行目ないし12行目, 18行目ないし19行目2文字目, 22行目ないし23行目9文字目, 3頁4行目ないし8行目29文字目, 15行目20文字目ないし20行目30文字目, 4頁7行目ないし8行目2文字目, 20行目3文字目ないし33文字目, 5頁13行目31文字目ないし15行目, 19行目ないし21行目, 7頁10行目, 11行目
文書 16	聴取 書③	① 1頁5行目及び6行目不開示部分	2号	13	6行目4文字目ないし8文字目
		② 1頁ないし4頁不開示部分(①を除く。)	2号, 7号柱書き	14	2頁8行目, 9行目, 12行目, 13行目, 3頁5行目ないし8行目, 21行目, 22行目, 23行目28文字目ないし4頁1行目, 5行目
文書 19	電話 聴取 (照会) 書	① 5行目及び6行目不開示部分, 13行目4文字目ないし8文字目	2号, 3号イ	15	—
		② 不開示部分(①及び8行目を除く。)	2号, 7号柱書き	16	—

(注1) 文書2ないし9, 12, 17, 18及び20ないし63については, 審査請求人が開示を求めているため, 記載を省略した。

(注2) 当審査会事務局において, 2欄の該当箇所の記載方法を整理した。